

博物館活動と小規模館の“学芸員”の業務についての考察 Museum activities and job of the “GAKUGEI-IN” working in the small museum.

地徳 力

Tsutomu Chitoku

穂別町立博物館, 北海道勇払郡穂別町

Hobetsu Museum, Hobetsu, Yufutsu, Hokkaido 054-02

(1995 年 2 月 18 日受付)

Abstract

In Japanese museum, there is only one profession that was named “Gakugei-in”. They say that “Gakugei-in=researcher + educator + technical expert + planner (+ one’s own staff)”. But, this mythology caused to many problems in museum activities carry out, especially in small museum.

Museum personnel job was described by Edson & Dean (1994). Those were Director, Curator, Educator, Registrar, Conservator, Exhibit designer, and Collection manager. Japanese museum cannot possess the whole specialists of those, even in the big museum.

In small museum, “Gakugei-in” must reconstruct museum’s structure and his own job. It is necessary to build up the support system of curatorial works, which are “Kantyo” (= Director) and his office workers. Three big activities must be arranged. The 1st is “research and/or study”, 2nd is “collection and preservation”, 3rd is “popularization and/or education”. These three activities are not independent but serial. “Gakugei-in” must not do the work without these serial big three. Otherwise, it is not the museum, but gallery or storehouse or event production.

I はじめに

博物館活動や学芸員の業務についての議論は数多くなされている。それは多数の学芸員を持つ大型博物館に勤務する学芸職員によってなされたものであり、北海道内に存在する多くの博物館がそうであるように学芸職員の数が 1 ないし 0 という館についてなされたものではない。議論の大半は大型館である自館の環境と活動についてであり、その基本は国内法である「博物館法」にあるように思われる。本論では、外国の博物館運営を例にとり、学芸職員の数が 1 ないし数人の小規模博物館の活動と学芸職員の業務について考察する。

II 博物館職員の業務と博物館活動

前述したように博物館活動や学芸員の業務についての議論は数多くなされている (広瀬, 1972; 倉田, 1979; 糸魚川, 1979, 1982; 千地, 1994 など)。これ

らの議論の多くは、その著者が所属する館園の実際の組織や出来事を元に論じたもので、多くの示唆がある。しかし、これらの議論は多数の学芸員を持つ都道府県立ないしは制令都市級の大規模博物館を基盤に置いており、館数の割合でいえばほとんど大部分を占める学芸職員の数が 1 ないし数人の小規模博物館にはあてはまらない場合もおおい。糸魚川 (1979, 1982) の例は、具体例は単科の小規模博物館についてであるが、概論は大規模博物館を念頭においていると思われる。また、章を立てられて論じられる職員論は「学芸員論」であり、館長を始めとする博物館事務職員については論じられたことがない。

その理由は、小規模博物館の学芸職員は日常業務に追いまわられていて、理論について考察する時間はあってもそれを公表に至るまでの時間がなく、館長を始めとする博物館事務職員については、しばしば指摘されるように「館長は定年近い…の事務官僚で、二年ぐらいで辞めてしまう…」、同様に「事務職員は人事

異動で数年のあいだに変わってしまう」から論じる必要もないと考えられているのあろう。確かに、現実には規模の大きさを問わず、館長および事務職員は博物館にとって一時的な存在であり、学芸職員は永続的である（学芸職員までが一時的であるならば、博物館として成立しているのかも疑わしい）が、これらは論じる必要も無いほど当たり前のことなのであろうか。

A 博物館職員の各業務についての考察

Edson & Dean (1994) は、博物館便覧 (The handbook for Museum) という著書の中で、博物館の役割と責任について述べ、Jane Glaser & Patrick Boylan (from ICOM International Committee on Training of Personnel publication [Museum Studies International 1988]) を引用し、博物館職員の業務について記述している。示された業務は以下の7種である：ディレクター（指導者：館長）、キュレーター、博物館教育者、博物館記録者、保存科学者、展示デザイナー、収集品管理者。

以下に、その業務別に議論する。

ディレクター（指導者：館長）[Director]

ディレクターは、通常「館長」と訳される。しかし、日本の小規模博物館（大規模博物館も含めて）の場合「館長」という役職はあっても、上級職の「兼任」であったり、数年で移動してゆく（退職間近の）「本庁管理職（あるいは管理職を退いた職員）」である場合が多く、博物館の業務／役割に精通し職員にたいし指導力を発揮し館活動を統括しているとは言い切れない場合が多い。それがためか、上述の「博物館論（など）」に館長論として論じられたことはない。これは、館長のみならず、一般事務職に関しても同様である。従って、指導者という意味を持つ「ディレクター」を館長とは訳しづらい。

「博物館法」では、館長を置くことは明記されているが、その資格／能力については学芸員資格のような規程はない。また、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」では「都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長…の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意する…」とされているが、館長対象の研修会が開かれたという話はほとんど聞かない。また、たとえその様な研修会が数年に一度行われたとしても、2・3年で移動していく館長対象では意味が無い。現状では、館長研修会は、毎年、人事異動が行われる年度始めに（特に新任館長にたいし）行わ

れるべきであろう。これは、特に小規模博物館では館長代理とほぼ同じ位置にある（博物館）事務職員についても同様である。

Edson & Dean (1994) の記載は、まさに指導者としてのディレクターという意味を持つ。全職員数も少ない小規模博物館の職員の一である館長が博物館活動の戦力にならないとすれば、これほど不幸なことはない。館長職に司書の資格を必要とする図書館のように、博物館館長にも学芸員の資格を必要とする法的処置が必要かもしれない。しかし、これだけでは「館長兼務学芸員」という、別な不幸を生み出す結果になるかもしれない。

いずれにしても、表面には出てこないことかもしれないが、博物館活動にとって（事務職員も含めて）館長職は各専門職をバックアップする重要な位置を占めることは明らかで、より多くの議論と資質の向上が必要である。

キュレーター [Curator]

キュレーターは、しばしば「学芸員」と訳されるが、千地 (1994) が指摘するように「学芸員はキュレーターではない」。千地は、その困難さについてふれながらも「学芸員＝研究者＋教育者＋技術者＋企画者」と定義づけている。そして、「日本の現状では学芸員を分業化してその仕事を固定化するのではなく、調査・研究、資料の収集、整理保管は、全員がそれぞれの専門分野で行いながら、それ以外にいくつもある学芸業務の主なものをローテーションによって分担し、……博物館をスムーズに機能させていくことが、もっとも現実的な運営の仕方である」と述べている。大規模博物館にとってこれが適切であるか否かはここでは論じない。しかし、学芸員数が1ないし数人の小規模博物館では、「ローテーションによる分担」が可能であるか否かは論を待たないであろう。従って、ここでは、大規模博物館と小規模博物館の学芸員では業務内容が異なる場面があることを、取りあえず一つの結論とする。

一方、Edson & Dean (1994) のキュレーターについての記載によれば、この職種は正に大学における教授職にあたる。つまり、一つの博物館（もしくはその博物館の一部局）の活動目的を全うするための、資料の調査・研究、収集・保存、（普及・教育）のすべてについて責任を負う立場にある。この意味でいえば、大規模博物館の学芸職員は別として小規模博物館の学芸員は、心ならずもキュレーターと訳すること

が可能である。「公立博物館の設置及び運営に関する基準」では、(指定都市を除く)市町村立の博物館には6人以上の学芸員又は学芸員補を置くことになっているが、特に町村立では1名いればよい方という現実があるからである。しかも、特に小規模博物館(いわゆる資料館と称される)では、守備範囲が学術的な区分によらず、地域としての要素にしたがい学術的には複数の分野にわたるといふ現実があり、小規模博物館の学芸員は複数のキュレーター職を兼任していることになる。

こういった現実活動/職務の一部もしくは広範囲にわたって執行不可能という事態を引き起こしている。地徳(1995)は、別の立場から「小規模博物館は専門館」を目指すべきであることを結論しているが、キュレーターの業務から見ても総合博物館としての活動は不可能であることが判る。

博物館教育者 [Museum educator]

博物館教育者(もしくは教師)は小中学校・高等学校の教師とはほぼ同等と考えられる場合もあるが、実際にはその守備範囲はより広い。日本で学芸職員をいわゆる「研究職」と「教育職」に分けた場合の不都合とそのあいだの心理的葛藤は千地(1994:p. 174-175)の記述に代表される。ところが、前述の日本の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」では、「教育」を担当するものと「研究」を担当するものは、特に分離されていない。分離されているのは、「教育及び研究を担当する者」と「資料の取り扱いを担当する者」である。この区分が現実の博物館活動にとって妥当なものか否かは後で論じる。

また、この「基準」は、1)「教育活動」及び「資料に関する研究」を担当するもの、とも2)「教育活動に関する研究」及び「資料に関する研究」を担当するものとも解釈可能である。Edson & Dean (1994)の記載によれば、「基準」の設置意図はどうか、現行の博物館活動に関しては2)と解釈するのが妥当であろう。この解釈によれば、その重点的な活動についての比率(および内容)に違いはあっても「研究」と「教育」は一貫しているからである。つまり、博物館の「研究」は「保存」と「普及」のためにあるのであって、「保存」・「普及」から独立した「研究」は有り得ないからである。

ところで、小規模博物館の学芸職員は(本来の業務がどうか)普及活動の現場に立つことも多い。この際、多くの聴衆が学芸職員の話に関心を持つ

は、決して「普及技術が高等」であるからではない。彼らに関心を持つのは、話術がまずくとも「研究活動を行っている現場の生の声であるから」である場合が多いことを忘れてはならない。逆にいえば、研究の現場にいない、しかも話術がまずい学芸職員の話など誰も聞かない。そこで、学芸員となる以前に普及技術について十分な訓練を受けていず、学芸員となってからも研究する条件が整っていない博物館に勤務するいわゆる研究タイプの学芸員は常に「普及技術を向上させたい」、「普及技術を身に付けた職員が欲しい」と考えるか「普及・教育」を避けることになる。「研究職」と「普及職」とのあいだの心理的葛藤のみが博物館内の一貫した「研究」→「普及」の流れを疎外しているのではない。

博物館記録者 [Museum registrar]

日本において博物館記録者という職業が成立しているならば、その業務の多くはルーチン・ワークとなるであろう。Edson & Dean (1994)の記載を見てもそのとおりであるように思われる。その業務の創造的な部分は「保存」にまつわる「書類および取り扱いの適切な型の開発」にある。厳密さを要するその業務は、頻繁な変更を好まないと考えられるからである。

一方で、この職業の業務の一つである目録作成は地徳(1995)が示したように、国際動物(植物)命名規約の勧告による博物館に託された使命の一つでもあり、「もの」を取り扱う博物館活動の中核をなしている。それが故に、Edson & Dean (1994)では独立した一つの業務として扱われているのであろう。しかし、この業務は完全に博物館の裏方的存在である上に、ほかの業務に携わるものの協力無しには遂行できない。小規模博物館では物理的に、この業務を独立させることは不可能であろう。(分類学的な意味での)専門分野に精通した学芸職員が(ほかの業務と同時に)おこなうしかない。

保存科学者 [Conservator]

前述の博物館記録者と同様に「もの」を扱う博物館にとっては無くてはならない業務である。また、小規模博物館では独立した業務として扱えないことも同様である。多様な素材を扱う小規模博物館は必然的に大規模博物館や専門業者の協力を得ておこなうことになる。ところが、実際には保存処置を行わずに「収蔵」や「展示」を行っている博物(資料)館も多く見受けられる。また、収蔵庫は元より展示室の空調設備が完備している小規模博物館はほとんど無い。こういった

博物(資料)館でも、近未来を含めて大きな問題は起きないかもしれない。しかし、保存機能に問題がある博物館は時限爆弾を抱えているという事実を忘れてはならない。各市町村で不可能なのであれば、道立レベルの「保存科学研究センター」が必要なのではないであろうか。また、学芸員には自館で保存可能な資料か否か判断できる能力が必要であり、博物館を設置・運営する側には、その学芸員の判断を尊重する度量が必要であろう。保存という分野においても、小規模館は専門化を高め、扱う範囲を特定した方が良い結果になると思われる。

また、保存科学とは少し話題が異なるが、二つとも博物館の機能ではあるにしても「保存」と「展示」は別のものであり、むしろ両立しないことがほとんど認識されていないことを指摘しておきたい。このことに関する無理解は、「保存」という博物館の機能および「保存科学」がほとんど市民権を得ていないことと密接に関係があると思われるからである。

展示デザイナー [Exhibit designer]

展示デザイナーは超大規模博物館は別として、独立した博物館スタッフとしては日本国内には存在しないであろう。展示理論や技術はむしろ展示専門業者の方が研究が進んでいるし、スタッフもそろっている。

常設展示は大規模博物館も小規模館も業者が行う場合がほとんどである。しかし、特別展/企画展などと呼ばれる一時的な展示については、大規模館がある一定の期間、ある一定の学芸職員を担当とすることが可能なのにたいし、小規模館ではもし特別展示を行おうとすると学芸員は日常業務をこなしながら並行して一時展示の準備をおこなうことになる。巡回展示は小規模館が主体となっておこなうことはない。

展示は(普及の代表的業務としてその他の教育的事業と同様に)、「調査・研究」や「収集・保存」が裏方的業務であるのと対照的に、博物館の顔的な業務である。博物館の外側からは、博物館の業務はほとんどこれしか無いように思われていることも多い。しかし、小規模館の学芸職員にとって、一時展示は大きな負担になっていることが多く、実際にはほとんど実行できないところも多い。

先年話題になったことであるが、道内いくつかの博物(資料)館において、展示資料の盗難があり、当該の博物館の管理体制(ひいては専門職員である学芸員の能力)が問題視されたことがある。しかし、学芸職員が責任を持つのはあくまで資料の「管理」であって

「保安」ではない。学芸職員にガードマンの職務まで果たせというのは無理があるのではないであろうか。また、実際には出来心で盗めるような展示物が盗難にあったわけではなく、始めから盗むつもりで計画的に行われたと思われる事件の方が多い。教育を重視する学芸職員にとっては、資料を見るばかりではなく、むしろ触れてもらいたいと考えるのが普通である。通常の展示は、そのような「体験の可能性」と「保安」とのバランスの中で成立しているものである。

収集品管理者 [Collection manager]

コレクションマネージャーはEdson & Dean (1994)の記載によっても、博物館記録者との区別が困難である。博物館記録者は博物館全体と博物館外との関係で生ずる事件の記録に責任があり、コレクションマネージャーは、キュレーターが統率する一部局内での資料の管理に責任を持つものかもしれない。小規模博物館にとっては、どちらも職種としては成立しないが、業務の一つとしては考えられる。

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に従えば、市町村立の博物館でも6人以上の学芸員もしくは学芸員補を置くことになっている。これらの職務内容別の区分は「教育活動及び資料に関する研究を担当する者」と「一次資料の収集、保管、展示などを担当する者」の二つに分けられ、おのおの三人以上を置くことになっている。

現実には、たとえ市が経営する博物館においても学芸職員が1人ないしは0人ところが大部分であり、従って、上記のような業務分担は行われていない。また、基準のように「教育・研究」と「資料の収集・保管・展示」という業務分担が、たとえ複数の学芸職員が配置されている博物館においても効率的・効果的なものとは思えないことは、前述した各博物館職員の業務の議論から理解できるとと思われる。

B 海外の「館際 (intermuseum)、専門家集団からの考察

海外の博物館および関連団体の情報は入手し難く、ほとんど判らない。ここでは、丹青総合研究所(1986)の「博物館・情報検索辞典」の記載から考察する。

英国には特定な学術分野を基本とするキュレーターの職員の集団と思われるものが多数存在する。しかし、これらに類する集団はアメリカ合衆国にも日本にも存在しない。これに対し、博物館内の業務分担によって成立する集団と思われるものは、英国にもア

アメリカ合衆国にもいくつか存在する。日本には一部の普及・教育に関する会はあるが、博物館全般における普及教育や保存技術などの業務分担によって成立する会はない。

館長会は米・英の両国に存在し、館長以外の専門職員で構成された会は英国にはあるがアメリカ合衆国には無い。ところが、日本には学芸職員の会は多数存在するが館長会はない。また、英国には「運営委員会」や「協議会」の委員／役員が集団ではないかと思われる会が存在する。

また、米・英の両国にはコンピュータ関連の情報処理活動、出版やミュージアム・ショップの会が存在し、英国には巡回展示の会まで存在する。日本には博物館に関連したこのような会はいっさい存在しない。

これらを概観すると、海外（米・英のみではあるが）では分野別の職能集団や技術開発／研究集団が多く、日本では学芸員という大枠の集団しかないことになる。これらは、前述したように博物館の専門職員という外国ではいくつも挙げられるのに対し、日本では館長と学芸員しかなく館長職についてはほとんど論じられることも無いことと無関係ではないと思われる。

小規模博物館においては、館内で様々な専門の技術を新しく身に付けるのは不可能に近く、地域的なあるいは全国的な職能集団および技術開発／研究集団が必要であるが、たとえこのような組織があったとしても、小規模博物館を取り巻く現状はこのような会で研修したり研究発表するというようになってはいかないであろう。何か根本的な改革が必要である。

C 博物館活動の概念

博物館の活動ないしは機能についても、多くの議論がなされている。代表的なものは藤田（1984）が示した1）「調査収集」、2）「保存管理」、3）「展示」、4）「教育普及」の4分類である。類似したものは広瀬（1972）が「保存」・「収集」・「展示」・「研究」の4つに分け、それらが相互に関連することを図示した。また、糸魚川（1987）は、「普及・教育」・「展示」・「保存」・「収集」・「研究」の五つの機能を「もの」・「人」・「建物」の三つの要素に関連させ議論している。大規模博物館においてはともかく、小規模博物館ではおのおのの活動ないしは機能を整理し、より有機的な関連性において議論する必要がある。なぜならば、小規模博物館ではこれらの活動ないしは機能に対し専門

に業務をおこなう職員を張り付ける余裕がないために、分野別の個々の活動の多分野にわたって、また、ある単一の活動の大部分を系統的に遂行することも困難であるからである。

倉田（1979）は、博物館活動の三要素としてA「収集、保存」、B「研究（調査）」、C「教育（普及）」をあげ、これらは分野として部分的に重なりあったり独立しているものではなく、「教育（普及）」をおこなうために資料の「収集、保存」が必要であり、系統的に「収集、保存」をおこなうために「研究（調査）」が必要であると述べた。すなわち、博物館活動の根幹をなすものは「研究」であり、その研究の過程・成果としての資料の「収集、保存」があり、その研究自体と実物の資料をもって「教育（普及）」をおこなう活動の連なりとして考察した。この考えは、小規模博物館に勤務する学芸職員の実務にとって、有効なものかもしれない。

III 小規模博物館における学芸員の業務と博物館活動

倉田（1979）は、博物館活動の三要素としてA「収集、保存」、B「研究（調査）」、C「教育（普及）」としたが、ここでは、倉田の考えを拡張整理し、博物館活動の三大要素を「調査・研究」、「収集・保存」、「普及・教育」とする。また、これらの活動をバックアップする業務として「博物館事務」を考える。

A 博物館事務

小規模博物館の学芸職員は以下に述べる「調査・研究」、「収集・保存」、「普及・教育」活動を系統的に行っていないし、行えない状況にある。その最大の理由は、多くの小規模博物館においては、本来学芸職員をバックアップするために置かれるべき館長を頂点とする事務職員が置かれていないか、置かれていても一時的な職員であるからである。特に館長は、Edson & Dean（1994）のディレクター的な業務をこなせれば問題はないが、ほとんど素人に等しい館長が数年で博物館のディレクターにまで成長するのは研修の機会もほとんど無い現状では困難と思われる。従って、日本の小規模博物館においては、館長は配下の事務職員を監督し、施設の維持管理を行い、以下に述べる学芸職員の業務をバックアップするのが職務と理解したい。この館長を頂点とする博物館事務体制が成立していない博物館は半身不随の状態にあるといっている。

学芸職員が常設展示公開のために入場券を売っていたり、雨漏りの修理、トイレの掃除、除雪、ボイラーの管理、種々の発注業務、(臨時)職員の人事管理などを業務の一つとしていては、本来の業務が成立しない。博物館全体の構造を理解するために、これらの業務を一時的に経験するのは学芸職員にとってむしろ付加価値もあるといえるが、これらの業務に学芸職員が従事しているときは学芸職員は不在と同じであることを忘れてはならない。小規模博物館にとって、学芸職員が不在であることは言うまでも無く致命的なのである。

B 普及・教育

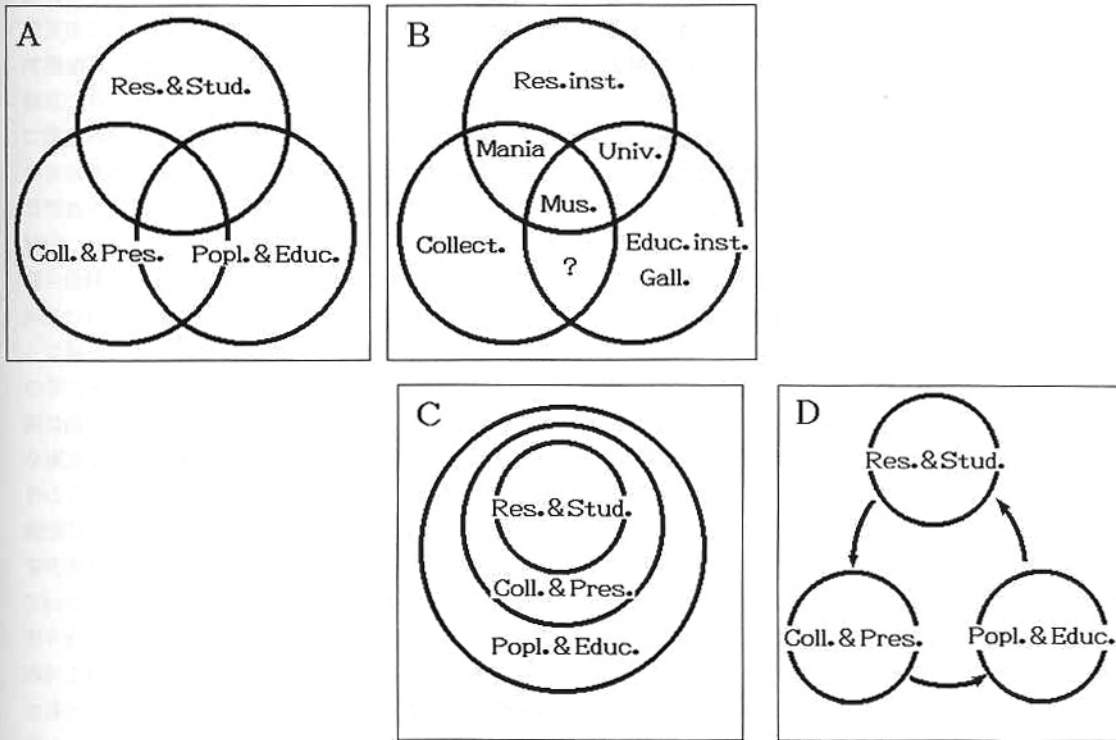
最近の傾向として、一時展示(特別展・企画展)や博物館講座あるいは体験学習などのイベント的な事業が博物館の社会教育そのものであるようにいわれている。本来、一時展示は早急には常設展示に付加できない研究途上の資料、例えば博物館が企画した発掘隊の成果をこれから数年にわたって研究に入るために一般公開ができないからその前に研究を中断して展示公開するとか、研究は終わっているが早急には常設展示に付加する予算がつかない資料群であるとか、既に研究・収蔵が終わっている資料群を常設展示や一般的な考えとは異なった方向から眺めた解釈(interpretation)を試みたとかでおこなうものであると思われる。つまり時期は別として、いずれ常設展示に付加されることが前提であると思われる。現在行われている一時展示の大部分は、博物館を単なるギャラリーと化する貸し館的な展示であったり、資料群に何の解釈も方向性も無い羅列であったりしてはいないであろうか。また、博物館講座や体験学習などにしても、本来ある特定の集団を系統的に学習させ指導するのが初期のand/or本来の目的であると思われるが、これもその時だけ一時的に参集する人々を相手に行われているのではないであろうか。

小規模博物館においては、その負担がほとんど無いと考えられる場合を除き、これらのイベントには手を出さない方が良くと思われる。イベントそのものは、たとえ参加者が数人でもイベントをおこなったという記録が残り、館の活動が活発であるかのようにもみえる。しかし、その裏には、既存の常設展示では人を呼べないという現実がある場合がほとんどなのである。さらに、人を呼べる常設展示を創るための(以下に述べる)「収集・保存」および「調査・研究」活動を系

統的におこなう下地が無いこともある。そして、「収集・保存」および「調査・研究」というような裏方の活動をするよりは、はなやかなイベント的な活動の方が、一般的な評価が高いという事実もある。もし、このようなイベント的な事業に手を出す場合は、他の活動とのバランスにおいて余裕がある場合、そしてそのイベント事業の対象はその地域を構成する中の特定集団を系統的に指導できる場合に限るであろう。

さて、博物館の社会教育(「普及・教育」)は常設展示にあるという基本に返って、常設展示そのものを見直すこととする。小規模博物館の典型は、いわゆる「郷土資料館」である。郷土資料館そのもののコンセプトは否定すべきものではない。地域という枠組みの中で基本となる自然を押さえ、その中で生活してきた人間の営みを歴史的に見据え、未来がどうあるべきかを考察することは重要な事である(ことがようやく見直されてきた)。まさに博物館的(=学際的)な見方そのものといえる。ところで、広域的には非常に重要な資料であるかもしれないが、その地域にとってはほとんど意味の無い資料、あるいはその基本的なシナリオの中でほとんど浮き上がっている展示物がある館はないであろうか。これは展示されていない収蔵物の中でも同じである。余裕が無いなら、無駄と思われるものを省いてみるということは考えてもいけないことであろうか。収蔵・管理に余裕のある大規模博物館の学芸職員からは「今、無駄に思えても将来重要な意味を持つかもしれない」と言われるのを覚悟で、まずは、切ることを考えることをお勧めする。もしくは、館の目的に合わないものは今後は集めないという立場も必要であろう(その前に、館の活動目的を確立するという作業が必要であるが)。

前述したように、地域を基本にしている小規模博物館(郷土資料館)は、地域が枠組みであるから、担当する学術分野は非常に多岐にわたる。地質学(＋古生物学)、動物学、植物学、考古学、民族学、民俗学の知識は最低でも必要であるし、その中のいくつかの分野については、単に自館の研究報告に論述できるというだけでなく、学会発表ができるand/or学術専門誌に論文を投稿できるほどの能力が必要である。なぜならば、学校の教科書や市販されている図鑑類を単に展示物に置き換えたような常設展示を望む人はいないからである。小規模博物館の学芸員にそのような、常設展示を創ることが可能であろうか。ある意味では可能である。常設展示設営の時期のみ外部の応援を求めれ



第1図 博物館の機能とその関係

Fig. 1. Museum function and its relationship.

1A: Three functions or activities like mathematical sets; A case when they are independent of each other.

1B: The organs or institutions which correspond to 1A.

1C: Three functions or activities like mathematical sets; A case when functions have a organic relationship.

1D: Cyclic system of three functions or activities.

When museum has total three functions or activities, they are each other in relation to this figure.

Abbreviations: Coll. & Pres. =Collections & Preservations; Collect. =Collectors; Educ. inst. =Educational institutions; Mus. =Museums; Popl. & Educ. =Popularizations & Educations; Res. inst. =Research institutions; Res. & Stud. =Researches & Studies; Univ. =Universitys or Colleges.

ばよい。もちろん、この場合「常設展示は博物館（学芸員）の顔」という言葉は死語となる。つまり、小規模博物館（資料館）の「普及・教育」の一部である常設展示においてさえ、論理的・物理的に無理があることになる。

一方で、取り扱う分野を限定した、単科の小規模博物館が最近増加する傾向にある。ここでは展示されている全てのものが「博物館（学芸員）の顔」であり、

学芸員が博物館（の常設展示）を通して訴えたいことが表現されている。具体的な調査が必要なところではあるが、観覧者における「リピーター」の割合も多いようである。そして、以下の活動が系統的に行われている。

C 収集・保存

小規模博物館の資料収集は場当たりのである。多く

の資料は、寄贈者側の論理にしたがって寄贈され収蔵される。寄贈者の論理にしたがい「資料館にあるべきと思われる資料」すなわち同じ資料の数のみが増える。「寄贈したものは展示されるべき」であるから、不要と思われるものも展示に出現する。常設展示が何を目的としたものか判り難くなる。自館では処理・管理能力が無い資料も紛れ込む。結果として、ありとあらゆる雑多な資料が充満し、収蔵庫はすぐに溢れ出す。常設展示を完結するのに必要な資料は集まらない。最大の理由は「収集・保存」活動が博物館の活動として成立していないことにある。

倉田 (1979) が図示したように、「収集・保存」活動は普及・教育（この場合は、普及・教育活動を常設展示に限る；他の活動に余裕のある場合および現在展開中の活動理論にしたがって行われるイベント的事業は含めてもかまわない）をどのように構成するかという観点で行われるべきであり、この活動は「調査・研究」によって裏付けられていなければならない。したがって、学芸職員に余裕の無い場合は特に博物館を総合化するのではなく単科の総合化（倉田、1979：p. 225）を目指す方が効率的であり現実的であると思われる。

D 調査・研究

小規模博物館の大部分は「調査・研究」活動を行っていないし、行えない状況にある。その最大の理由は、これまで述べてきたように学芸職員が担当する業務自体が整理されていないことにあるが、学芸職員が担当すべき業務内においてさえも、すでに述べてきたように小人数の学芸職員ではこなせないほどに多分野・多種の業務を含んでいるからである。千地 (1994：p. 175) が示した分業化が進んだ大規模博物館の学芸員同士の心理的葛藤など、小規模博物館の学芸員にとってはうらやましい話でしかない。

また、「普及・教育」面では、一応、社会教育施設としての社会的認知の度合いは確立されつつあるが、「調査・研究」面ではまったくと言っていいほど認められていない。これについての文部省の対応は、倉田 (1979：p. 44) によって示されているが、その状況は約 20 年たった現在でも変わりが無い。公式には、ほとんどの博物館が研究施設として認められていない理由は明らかにされることはないが、担当の文部事務官によると、小規模博物館の場合は館の規模が小さい and/or 職員数が少ないのが認められない理由だそう

である。その館で行われている研究の成果やその評価などについてはいっさい触れられていない。この見解によると、「博物館法」の基準を満たした「登録博物館」でも、「研究施設」としては認められないことになる。一方で、博物館法や基準に合致しない博物館でも規模が大きければ「研究施設」として認められているところを見ると、文部省の設定した基準は中身ではなく、大きさであることになる。

では、小規模博物館の学芸職員にとって「調査・研究」活動は成立しないものなのであろうか。既に述べてきたように博物館を単科の総合化させることによって、その可能性は大きく開けるものと思われる。ここで行われる「調査・研究」は「普及・教育」活動に用いることを前提とした資料を「収集・保存」するためのものであり、どのような資料を収集すべきかという目的を明確にするための「調査・研究」、収集した資料をどのように位置付けるかという「調査・研究」を含んでいる。結果として開設された常設展示について観覧者がどの程度に理解できるかという「調査・研究」もあり、これらは再度、どのような資料を「収集・保存」するかということにつながり、結果としてこれら博物館の「三大活動」は円環をなす。

したがって、現在展開中の論理に基づく活動は、すべての活動に単一の学芸員が関わることにより、小規模博物館だからこそ可能なものといえる。そのためには、基本部分以外については大鉈を振るう必要がある。

IV 博物館界の人事の閉鎖性

小規模博物館の活動を停滞させる別の原因は、博物館界の人事の閉鎖性にある。大学などにおいて「博物館に関する科目の単位」を修得*したり、文部大臣が

*「大学において修得すべき博物館に関する科目」の大部分は大学において修得できるが、大学には法に基づく博物館が無いがために、博物館実習の単位は修得できない。したがって、博物館実習の単位は登録博物館ないしは相当施設、もしくは大学においてこれに準ずると認められた施設で修得しなければならない。登録博物館はともかく最後の「大学においてこれに準ずると認められた施設」ともなると何のために法で明記するのか良く判らない面もあるが、いずれにしても受講者に対し、大学には単独でこれらの単位のすべてを直接に認める権限は無いことになる。したがって、大学には受講者本人が「学芸員有資格者」であることを証明できない。

おこなう資格認定で合格すれば「学芸員となる資格を有する者」にはなるが、学芸員にはなれない。学芸員を発令**できるのは登録博物館であるらしいが、実際にするのは通常博物館を設置運営している各自治体の長ないしは教育長である。したがって、通常の学芸員は現在雇用されている博物館を辞職すればほとんどただの人であり、別の博物館に再度雇用されることは特別な場合を除き無い。また、学芸員を雇用している各自治体は独立しており、ある町役場の職員が数年間別の町役場のあるいは道庁の職員になるなどということは無いのと同様に、ある町の学芸員が数年間別の町の学芸員として勤めるなどということは有り得ない。逆に、一旦、学芸員として雇用されてしまえば、特別な事情が無い限り一方的に解雇されることも無い。このような現状では、例えば北海道博物館協会の様な「館際」的な団体に積極的に参加でもしていない限り、隣町の学芸員の専門はおろか顔や名前さえ知らないことになる。

このような中で、小規模博物館の学芸員は「井の中の蛙」的な存在と化し、既に述べてきたような系統的な博物館活動はできなくなっている。また、学芸員の発令が各自治体によってなされることから、学芸員が学芸員ではなく本庁の一般事務職員と同様に見なされることによって、博物館という施設の性格もしくは特殊性を理解させることが困難にもなっている。

博物館は社会教育施設でもあるらしいが、そこに勤務する学芸員の立場や待遇は別の教育施設である小中学校、高等学校の教員などには比較すらもできない。これは、図書館に勤務する司書でもほとんど同じであるが、社会教育主事は事情が異なる。各市町村で発令する社会教育主事も存在するが、道で発令され各市町村に派遣されてくる社会教育主事もいる。そこで、すべての博物館を対象にはできないが、登録博物館の学芸員に関しては道が発令し各市町村に派遣し、登録博物館を持つ各市町村は施設と管理系職員を受け持つという形すなわち現在の小中学校のような形式にすれ

**博物館法には学芸員の発令事項については明記されていない。単に「(登録)博物館に、…学芸員を置く」とされているだけである。このことは、博物館の現場において、「学芸員」とは資格名であるのか職名であるのか判らないという事態を招き、学芸員有資格者でないものを「××学芸員」と称したり、登録博物館であるにもかかわらず学芸員有資格者の誰も「学芸員発令」されていないという混乱を起こしている。

ば、現在の博物館(学芸員を含めた)が持つ問題の大部分は解決すると思われる。拡張すれば、高等学校のように施設自体も道が管理する博物館も可能であろう。一つの博物館に勤務する学芸員は、その地域がもっている素材を研究し(無論、普及に供するため)に、研究に区切りがつけば、もしくは別な素材を必要とする場面に行き合えば、他地域の博物館に移動し、さらにそこで研究を続ける。一つ一つの博物館については、取り敢えずは博物館法にあるような職員数をそろえなくても、ネットワーク全体としては当分の間は活動可能であるようになると思われる。

V おわりに

小規模博物館は専門館を目指すべきである。その専門とは、学術分野における専門でもよいし、地域性という専門でもよい。ただし、地域性という専門を目指す場合には必然的に中ないし大規模館になってゆかざるを得ないこと認識しなければならない。

学芸員は「調査・研究」、「収集・保存」、「普及・教育」活動に含まれない業務(がその三大活動に圧迫を加える場合)はおこなうべきではない。各活動に含まれるとしても、「調査・研究」→「収集・保存」→「普及・教育」→(円環)という流れに沿わない業務は割愛すべきである。これらの業務に専念するためには、館長を頂点とする事務職員のバックアップ体制の重要性を認識すべきである。

上記に沿った運営がなされたときに、小規模博物館は「調査・研究」を基盤とし、確実な「収集・保存」がなされ、自前の「普及・教育」が可能となると思われる。むしろ、単科の小規模博物館こそ博物館的な「調査・研究」、「収集・保存」、「普及・教育」活動が可能ともいえる。

北海道博物館協会・学芸職員部会の土屋周三部会長はじめ、多くの役員・部会員にはふだんから多くの議論をさせていただいている。本論も学芸職員部会での議論がきっかけとなった。本論でも述べたように、事務職員のバックアップ体制がなければこのような論文は著述不能である。中井 学(穂別町立博物館庶務)係長、野田藤雄(穂別町立博物館)館長兼教育長、臨時職員を含む穂別町立博物館職員の皆さん、以上の方々々に記して感謝を申し上げる。

引用文献

千地万造(1994) 博物館の楽しみ方。講談社、東京、238

- p.
- 地徳 力 (1995) 博物館活動における情報リレーション.
穂別町立博物館研究報告, [11]: 29-36.
- Edson, G. & Dean, D. (1994) *The Handbook of Museums*. Routledge, New York, 302 p.
- 藤田昇治 (1984) 博物館と学芸員の専門性. 北海道開拓記念館研究年報, [12]: 93-99.
- 広瀬 鎖 (1972) 博物館は生きている. 日本放送出版協会, 東京, 190 p.
- 糸魚川淳二 (1979) 博物館だより. 共立出版, 東京, 220 p.
- 糸魚川淳二 (1982) 続 博物館だより—博物館を考える—. 共立出版, 東京, 194 p.
- 糸魚川淳二 (1987) 日本の博物館と研究. 日本の科学者, 22 [2]: 62-67.
- 倉田公裕 (1979) 博物館学. 東京堂出版, 東京, 280 p.
- 丹青総合研究所 (1986 編) 博物館・情報検索辞典. 丹青社, 東京, 544 p.